

令和6年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和6年3月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告3件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告6件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告9件)
- 4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 5 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 6 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第12号 新規就農者の認定について (1件)
- 8 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について (53件)
- 9 議案第14号 厚木市農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和6年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、2番の早川暁委員、3番の内海則行委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、2月14日から3月11日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、1件、1筆、面積は266.52平方メートルです。
法第5条につきましては、2件、2筆、面積は532平方メートルです。
法第4条及び第5条の総計は、3件、3筆、面積は798.52平方メートルです。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月14日から3月11日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は4人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ31筆、面積は延べ12,959平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は9件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのAさんでございます。

対象地は、飯山字籬ヶ崎1筆、登記地目は畑、面積は997平方メートルです。

当該地は、昭和63年には山林化し、農地として利用できない状態となり、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、下荻野にお住まいのBさんでございます。

対象地は、下荻野字三嶽1筆、登記地目は畑、面積は981平方メートルです。

当該地は、昭和49年に願出者が相続した時点で宅地として利用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、川崎市宮前区南平台にお住まいのCさんでございます。

対象地は、下川入字十七ノ域2筆、登記地目は畑及び田、合計面積は759平方メートルです。

当該地は、昭和38年頃から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っているもので、平成21年撮影航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第

1 項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのDさんでございます。

対象地は、三田字下川原1筆、登記地目は畑、面積は371平方メートルです。

当該地は、昭和49年に自宅を建築し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのEさんでございます。

対象地は、三田字下川原2筆、登記地目はともに田、合計面積は492平方メートルです。

当該地は、平成14年に願出人が相続した時点で既に住宅敷地として利用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて6番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのFさんでございます。

対象地は、三田字白山1筆、登記地目は畑、面積は81.13平方メートルです。

当該地は、願出人が平成24年に農機具の保管に困り、倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて7番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのGさんでございます。

対象地は、三田字田居頭1筆、登記地目は畑、面積は127平方メートルです。

当該地は、昭和44年に自宅を建築した際に住宅敷地として利用し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて8番でございます。

証明願の提出者は、下荻野にお住まいのHさんでございます。

対象地は、下荻野字六反2筆、登記地目は畑及び田、合計面積は383平方メートルです。

当該地は、平成14年に願出人が相続した時点で既に山林化し、中金井ホテルの里としてホテル保全地の一部となっており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

最後に9番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのIさんでございます。

対象地は、三田字蟹淵1筆、登記地目は畑、面積は270平方メートルです。

当該地は、願出人が生まれた昭和31年には既に農業用倉庫及び車庫が建っており、現在に至って

いるもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は下荻野字山中1筆、現況地目は畑、面積は257平方メートルです。

渡人は東京都調布市柴崎1丁目にお住まいのJさん、受人は東京都八王子市七国2丁目にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は関口字根岸2筆及び同字棧敷所2筆、現況地目は全て田、合計面積は2,597平方メートルです。

渡人は関口にお住まいのLさん、受人は関口にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、子、弟、弟の配偶者及び雇い人3人の7人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は三田字中川原1筆及び愛甲字扱免2筆、現況地目は田及び畑、合計面積は1,815平方メートルです。

渡人は岡田5丁目にお住まいのNさん外1人、受人は岡田5丁目にお住まいのOさんです。

農業経営の安定のための売買契約による所有権移転で、水稻、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の5人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は七沢字実蒔原1筆、現況地目は田、面積は274平方メートルです。

渡人は七沢にお住まいのPさん、受人は七沢の学校法人Q、理事長Rさんです。

教育活動の実践に必要な施設の用に供するための例外許可であり、売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機及びコンバインとなります。

最後に5番でございます。

対象となる農地は棚沢字山付1筆、現況地目は畑、面積は473平方メートルです。

渡人は相模原市中央区陽光台5丁目にお住まいのSさん、受人は棚沢にお住まいのTさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人の1人です。

1番から5番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<鈴木委員>

2番について、耕作者数が家族数より多いが、誰か雇っているのでしょうか。

<農地管理係主事>

親族以外にも常時雇用者及び臨時雇用者がおり、合計した人数となっております。

<鈴木委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程5、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は愛甲字上町1筆、登記地目は田、面積は161平方メートルです。

申請人は、愛甲東1丁目にお住まいのUさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、神奈川県内で足場等仮設工事業を営む法人から、現在使用している事業所が手狭になったため、6台分の駐車場用地として借用したい要望を受け、申請されました。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口が存する第3種農地です。

申請地の東側及び北側は道路、西側は資材置場、南側は貸倉庫施設に接しております。

北側に出入口を設け、転圧、砂利敷きし、6台分の駐車場として利用する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び出入口を除く北側は既存の簡易柵、西側は既存のブロック塀の存在により土砂・雨水及び表流水の流出が防がれます。また、南側は土留め鋼板柵を新設し流出を防止するものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。

対象となる農地の所在は酒井字八木間1筆、登記地目は畑、面積は99平方メートルです。

申請人は、酒井にお住まいのVさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、厚木市内で総合建築工事業を営む法人から作業車両の駐車場用地として借用したい要望を受け申請されました。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は駐車場に接しております。

北側に出入口を設け、転圧、砕石敷きし、3台分の駐車場として利用する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、西側、南側及び出入口を除く北側は既存土留めの存在により土砂・雨水及び表流水の流出が防がれます。また、東側は土留めを新設し流出を防止するものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<鈴木委員>

1番について、土地利用計画図によると、先に駐車した車両が出れなくなる計画ですが、事業に支障はでませんか。

<農地管理係主事>

申請時に代理人へ確認したところ、駐車後、社用車に乗り換え同じ現場に行くため、支障はないことを確認しております。

<鈴木委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程6、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明

申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は下川入字十六ノ域1筆、登記地目は畑、面積は498平方メートルです。

受人は愛川町三増の有限会社W、代表取締役Xさん、渡人は下川入にお住まいのYさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は県央地域で土木工事業を営む法人で、厚木市内での受注が増え、拠点となる資材置場が必要となり、申請されました。

申請地の東側及び北側は道路、西側は宅地、南側は畑に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧、砕石敷きし、仮設足場等の土木資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き土留め鋼板1段から3段を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。

対象となる農地の所在は三田字宮ノ上1筆、登記地目は畑、面積は511平方メートルの内236.13平方メートルです。

受人は三田にお住まいのZさん外1人、渡人は三田にお住まいのaさんです。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は厚木市三田地区で農業を営む方で、拠点となる農家住宅が必要となり申請されました。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は駐車場に接しております。

東側に出入口を設け、木造平屋建ての農家住宅を建設する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口除き畔波シートを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は市街化調整区域に建物を建築する計画ですが、都市計画法第29条第1項第2号の農業を営む者の居住の用に供する建築物に該当するため開発許可を要しないものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2件ともに、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程7、議案第12号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第12号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、船子にお住まいのbさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第2号に規定する「かながわ農業アカデミー技術専修科」を卒業見込となっております。

bさんは、前職でのIS014,001の運用業務を通じて、農業の置かれた状況を知り、その後、農業ボランティアに参加したことでさらに関心が高まり、自らの手で安心安全な作物を栽培したいと考え、就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程8、「議案第13号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、上古沢字野竹原2筆、現況地目はともに田、合計面積は1,749平方メートルでございます。

通作距離は、約6キロメートル、車で12分から14分ほどでございます。

作目は、露地ではサツマイモ及びサトイモなど、施設ではトマト及びイチゴの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定基準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第12号「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第12号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程 8、議案第13号に進みますが、議長が関係する案件が含まれておりますので、ここで議長を会長職務代理者に暫時交代いたします。

<議長代理>

続いて、日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

なお、本議案は53番までございますが、1番については山川会長が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、山川会長の退出を求めます。

[山川会長退室]

<議長代理>

それでは、日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

貸人は飯山にお住まいのcさん、借人は飯山にお住まいのdさんでございます。

対象となる農地は飯山字根岸3筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,698平方メートルです。

利用目的は酪農、3年間の使用貸借権設定で、更新設定です。

農用地の全てについて耕作等を行うことが認められ、また、耕作等に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長代理>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長代理>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長代理>

挙手全員。
よって、日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。
ここで、山川会長を入室させてください。

[山川会長入室]

<議長代理>

ここで、議長を交代します。

<議長>

続いて、日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、清田委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、清田委員の退出を求めます。

[清田委員退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、御説明申し上げます。

貸人は平塚市田村8丁目にお住まいのeさん、借人は戸田にお住まいのfさんでございます。
対象となる農地は戸田字鴉町2筆、現況地目はともに畑、合計面積は966平方メートルです。

利用目的は水稲、6年間の使用貸借権設定で、更新設定です。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定されました。

ここで、清田委員を入室させてください。

[清田委員入室]

<議長>

それでは、日程8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」の3番から53番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の3番から53番までについて、御説明申し上げます。

お諮りする案件は51件でございます。

3番から53番までの合計集積面積は、63,521平方メートルです。

権利の種類別では、使用貸借権が47件、88筆、60,628平方メートルで、賃借権が4件、4筆、2,893平方メートルです。

地目別では、田が56筆、38,987平方メートル、畑が36筆、24,534平方メートルです。

利用目的別では、水稲が26件、普通畑が21件、果樹が2件、施設が1件、茶及び果樹が1件です。

契約期間別では、3年間で42件、6年間で6件、9年間で3件となっており、新規設定が26件、

更新設定が25件となっております。

3番から53番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前会長職務代理者>

17番から19番について、現況地目は田となっておりますが、普通畑での利用計画となっております。

それについて、申出者より何か話を聞いていますか。

<都市農業支援担当主幹>

現況は地目のとおり田であります。農地造成等を行わず野菜を耕作すると伺っております。

<松前会長職務代理者>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の3番から53番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第13号「農用地利用集積計画の決定」の3番から53番までについて、原案のとおり決定されました。

続いて、日程9、議案第14号「厚木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意」について、事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第14号「厚木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」、御説明申し上げます。

星野一郎農地利用最適化推進委員から、一身上の都合により、令和6年3月13日付けで、辞任願が提出されております。

農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、厚木市農業委員会に辞任の同意を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第14号「厚木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第14号「厚木市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和6年3月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
